

令和5年9月須坂市議会定例会 議案説明書

番 号	件 名	概 要 説 明
報告第13号	2022年度須坂市水道事業会計継続費精算報告書について	2022年度に終了した塩野取水場及び塩野浄水場関連自家発電機設備設置事業に係る継続費の精算について報告する。
報告第14号	放棄した債権の報告について	<p>下記のとおり債権を放棄したので報告する。</p> <p>(霊園管理手数料)</p> <p>1 債権を放棄した時期 令和5年3月31日</p> <p>2 放棄した債権の件数(債務者数) 6件(2人)</p> <p>3 放棄した債権の金額 18,240円</p> <p>4 債権を放棄した理由 須坂市債権管理条例第6条第5号に該当</p> <p>(水道料金)</p> <p>1 債権を放棄した時期 令和5年3月31日</p> <p>2 放棄した債権の件数(債務者数) 10件(6人)</p> <p>3 放棄した債権の金額 40,530円</p> <p>4 債権を放棄した理由 須坂市債権管理条例第6条第5号に該当</p>
議案第47号	損害賠償の額を定めることについて	<p>市の義務に属する損害賠償の額を下記のとおり定める。</p> <p>1 損害賠償の原因 給水管漏水によるガス本管破損</p> <p>2 損害賠償の金額 1,262,645円</p> <p>3 損害賠償の相手方 ***** *****</p>
議案第48号	市道の認定について	市道1路線を認定する。

議案第49号	須坂市鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について	<p>(制定内容)</p> <p>鳥獣による農林水産業等の被害を防止するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条の規定により、須坂市鳥獣被害対策実施隊を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施隊の任務について定める。 2 実施隊員について定める。 3 実施隊員の報酬等について定める。 4 実施隊員の任期について定める。 <p>(施行期日)</p> <p>令和5年10月1日から施行する。</p>
議案第50号	須坂市犯罪被害者等支援条例の制定について	<p>(制定内容)</p> <p>犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等支援の施策について基本的な事項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念について定める。 2 市の責務について定める。 3 市民等及び事業者の役割について定める。 4 犯罪被害者等支援に関する計画、支援体制等について定める。 <p>(施行期日)</p> <p>令和5年10月1日から施行する。</p>
議案第51号	須坂市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備を使用して、多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができるようになるため改正する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>公布の日から施行する。</p>

議案第52号	須坂市美術館等文化施設条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>旧学校給食センター跡地等をイベント広場とし、文化施設としての活用を図り、市民文化の向上に資するため改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名称及び位置について定める。 2 休館日等及び開館時間等について定める。 3 利用申請及び利用料等について定める <p>(施行期日)</p> <p>令和6年4月1日から施行する。</p>
議案第53号	須坂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童健全育成事業者が利用者の安全確保を行うための安全計画の策定、移動のために自動車を運行する場合における利用者の所在の確認及び業務継続計画の策定等の規定を加えるため改正する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>令和6年4月1日から施行する。</p>
議案第54号	須坂市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>高甫地区の農業集落排水施設を廃止し、公共下水道へ接続することに伴い、高甫地区の農業集落排水施設を使用していた者に係る特例を定めるため改正する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>令和5年12月1日から施行する。</p>
議案第55号	須坂市下水道条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>高甫地区の農業集落排水施設を廃止し、公共下水道へ接続することに伴い、高甫地区の農業集落排水施設を使用していた者に係る特例を定めるため改正する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>令和5年12月1日から施行する。</p>
議案第56号	須坂市水道料金等審議会条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>高甫地区の農業集落排水施設が廃止されることに伴い、審議会の任務から、農業集落排水施設使用料に関する事項について削るため改正する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>令和5年12月1日から施行する。</p>

議案第57号	須坂市火災予防条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 蓄電池設備に係る基準を改める。 2 厨房設備において固体燃料を用いた際の離隔距離を定める。 <p>(施行期日)</p> <p>令和6年1月1日から施行する。</p>
議案第58号	記号式投票に関する条例を廃止する条例について	<p>(廃止内容)</p> <p>市長選挙における記号式投票を廃止し、自書式投票に統一することにより選挙人の混乱を防ぎ、効率的な選挙執行の確保を図るため、条例を廃止する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>公布の日から施行する。</p>
議案第59号	須坂市農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する条例について	<p>(廃止内容)</p> <p>高甫地区の農業集落排水施設を廃止し、公共下水道へ接続することに伴い、農業集落排水事業の処理対象区域がなくなり、分担金の徴収が不要となるため、条例を廃止する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>令和5年12月1日から施行する。</p>
議案第60号	須坂市農業集落排水施設条例を廃止する条例について	<p>(廃止内容)</p> <p>高甫地区の農業集落排水施設を廃止し、公共下水道へ接続することに伴い、農業集落排水施設の処理対象区域がなくなるため、条例を廃止する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>令和5年12月1日から施行する。</p>
認定第1号	2022年度須坂市一般会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり認定に付する。
認定第2号	2022年度須坂市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり認定に付する。

認定第3号	2022年度井上、幸高、九反田、中島財産区特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり認定に付する。
認定第4号	2022年度須坂市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり認定に付する。
認定第5号	2022年度須坂市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり認定に付する。
認定第6号	2022年度須坂市水道事業会計決算認定について	別冊のとおり認定に付する。
認定第7号	2022年度須坂市下水道事業会計決算認定について	別冊のとおり認定に付する。
認定第8号	2022年度須坂市宅地造成事業会計決算認定について	別冊のとおり認定に付する。
議案第61号	2023年度須坂市一般会計補正予算第4号	歳入歳出それぞれ 639,552千円を追加する。
議案第62号	2023年度須坂市国民健康保険特別会計補正予算第1号	歳入歳出それぞれ 3,512千円を追加する。
議案第63号	2023年度井上、幸高、九反田、中島財産区特別会計補正予算第1号	歳入歳出それぞれ 1,112千円を追加する。
議案第64号	2023年度須坂市介護保険特別会計補正予算第1号	歳入歳出それぞれ78,760千円を追加する。
議案第65号	2023年度須坂市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号	歳入歳出それぞれ 3,285千円を追加する。
議案第66号	2023年度須坂市水道事業会計補正予算第1号	資本的収入 158,000千円を追加する。